

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

2017 年度事業計画案

JPNIC 定款(抜粋)

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供
- (2) コンピュータネットワークの利用技術研究
- (3) コンピュータネットワークに関する調査研究
- (4) コンピュータネットワーク利用のための方針策定
- (5) コンピュータネットワークの資源管理
- (6) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

2017 年度事業計画 案

本資料では、日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)の 2017 年度事業計画案について説明を行う。

■ JPNIC 全体に関わる事項

実施する事業はこれまでの内容を継続するとともに、日々に既存事業の見直しと新規事業の検討を行うことで、より世の中の実態に即した事業を展開していく。事業の見直しと検討においては、内外の意見を考慮した上で、インターネットの領域の拡大の中における JPNIC の役割を適切に認識していく。

また、会員の要望に沿った事業・サービスの在り方の検討を進めて会員の満足度向上に努めるとともに、新規会員の獲得を目指して、インターネット基盤に関わる分野との交流を深めつつ、これまでに接点・交流の少なかった分野との関係を拡大する。

さらに、評議委員会をはじめとする、会員を含めた内外の人材・組織等からの知見を活用するための体制の構築や取り組みを充実する。

■ 法人運営と財源

法人運営は、会員の負託に応えるように理事が責任をもって職務を執行する。日常の業務を推進する事務局は、IP 事業部、インターネット推進部、技術部、総務部の 4 部で構成し、組織の活性化にも取り組む。

事業をより安定的に遂行できるよう適切な収益の確保に注力し、予算の執行については、事業計画に基づく全ての活動を予算の範囲内で実施するように、費用の抑制と効率的な業務運営に努める。

事業の実施に必要な財源についてもこれまでと同様に、IP アドレス事業は事業収益(IP アドレス維持料等)により、インターネット基盤整備事業は事業収益(イベント、セミナー開催等)、会費、インターネット基盤整備基金資産からの運用収益及びその他の収益で編成する。

1. IP アドレス事業

IP アドレス事業は、インターネット番号資源の適切な分配・管理を通し、インターネットの円滑な運用を維持し、その発展に資することを目的とする。業務分野としては、資源管理業務、ルーティングレジストリ業務、方針策定・実装業務、国際調整業務、調査研究業務、情報提供業務の六つの分野に取り組むものとする。注力項目は以下の通りである。

○ 資源管理業務

IPv4 アドレス移転申請件数が増加している一方、昨年度の JPNIC 会員訪問の際に、移転先、移転元の発掘から、交渉、手続きにわたり、より安心できる移転環境の整備を望む意見を複数いただいた。それらの意見を踏まえ、現在提供している「IPv4 アドレス移転希望者リスト」に加えて、新たな IPv4 アドレス移転支援策案及びその実施可能性について検討を行う。

○ 方針策定・実装業務

増加するサイバー犯罪への迅速な対応等を考慮し、各 RIR において WHOIS データベース登録情報の正確性向上を目的とした提案の議論が進められようとしている。この提案に関し、JPNIC への影響などを把握しながら議論の状況をフォローしていく。また JPNIC の WHOIS データベースにおいて対応が必要となる場合に備え、予め日本の法執行機関やセキュリティインシデントハンドリングを行っている組織とも意見交換、連携しながら、JPNIC WHOIS データベースの改善についての検討を併行して進めていく。

以下に、各業務分野における業務内容を記載する。

1.1 資源管理業務（定款第4条第(5)号関係）

- ・ IPv4 アドレス、IPv6 アドレスの割り振り・割り当て
- ・ AS 番号の割り当て
- ・ IPv4 アドレス、AS 番号移転
- ・ JPNIC WHOIS 情報の維持管理
- ・ DNSSEC レコードを含む逆引きゾーン情報の維持管理と DNSSEC 導入支援
- ・ 逆引きネームサーバの設定適正化(lame delegation 削減)に向けた取り組み
- ・ 資源管理認証局の維持管理
- ・ 各種申請等に関する問い合わせ、相談対応
- ・ IPv4 アドレス移転支援策についての検討

1.2 ルーティングレジストリ業務（同第(1)号及び第(2)号関係）

- ・ JPIRR の登録管理
- ・ JPNIC 経路奉行運営と経路ハイジャック通知
- ・ リソース証明書の試験的な発行と活用に必要な付加システムの提供
- ・ リソース証明書利用組織からの意見収集と利用促進を目的とした情報提供等
- ・ JPIRR 未登録事業者への登録促進

1.3 方針策定・実装業務（同第(4)号関係）

- ・ 国内における IP アドレス、AS 番号に関するポリシー検討、調整
- ・ JPNIC オープンポリシーフォーラムのサポートと連携
- ・ APNIC 及び JPNIC オープンポリシーフォーラムでコンセンサスとなったポリシーの実装検討
- ・ JPNIC オープンポリシーフォーラムの充実に向けた検討、調整
- ・ RIR における WHOIS 登録情報の正確性向上に関する議論のフォローとフィードバック

1.4 国際調整業務（同第(4)号関係）

- ・ APNIC のポリシー議論への参加と国内コミュニティへのフィードバック
- ・ 各 RIR ポリシーにおける重要なポリシー議論への参加及び情報収集と国内コミュニティへのフィードバック
- ・ 番号資源管理に関する、各 RIR をはじめとする海外諸団体、技術コミュニティ等との情報交換及び連携

1.5 調査研究業務（同第(2)号及び第(3)号関係）

- ・ 番号資源の動向等に関する調査分析
- ・ 番号資源管理に関わる技術動向の調査

1.6 情報提供業務（同第(1)号関係）

- ・ IP アドレス、AS 番号、JPIRR に関する統計データ等の提供
- ・ 国内外の関連諸団体との情報交換
- ・ 一般向けの番号資源動向等に関する情報提供
- ・ 契約組織への申請業務等に関する情報提供

2. インターネット基盤整備事業

インターネット基盤整備事業は、インターネットの基盤整備を促進することにより、インターネットコミュニティの発展に貢献することを目的とする。業務分野としては、情報センター業務、普及啓発業務、調査研究業務、インターネットガバナンスに関する業務、JP ドメイン名に関する業務、新たなドメイン名に関する業務、の六つの分野に取り組むものとする。業界の人材育成、コミュニケーションの向上が一層求められ、また 2017 年にはモバイル事業者における IPv6 提供デフォルト化や、ルーティングへの脅威の悪質化への具体的な対応も求められると考えられる。注力項目は以下の通りである。

○ 情報センター業務

JPNIC ニュースレターの定期リニューアルの時期となるため、内容構成に踏み込んだ刷新を行うとともに、それに併せて Web、メールマガジン、ブログなど各種媒体での発信内容を整理し、さらに必要と思われる情報の効率的な発信に注力する。また、ドメイン名及びインターネットガバナンス関連の Web ページをより分かりやすくするため、内容の整理を行う。

○ 普及啓発業務

特に地方におけるインターネット基盤技術の普及啓発と、人材層の拡充を目的に、Internet Week をダイジェストした地方版 Internet Week やその他セミナーなどを開催する機会を増やすことで支援する。また、若者のグローバルフィールドでの活躍を促進するため、フェローシッププログラム(国際会議への派遣)の運営に積極的に参画し、継続的な人材育成を目指す。

○ 調査研究業務

インターネットの安定運営に IP アドレスレジストリとしても関係の深い、ルーティング、DNS、レジストリ自身の運営技術に関する継続した調査研究を行う。特に、ルーティングについては、BGP 運用とその運用を支援する IRR や RPKI(ROA)等、レジストリデータベースの活用について調査・研究する。

○ インターネットガバナンスに関する業務

裾野を広げ、新規参加を促すため、誰にとっても身近な問題として捉えてもらうべく、門戸を広げ具体的な課題に焦点を当てた検討を行う。また、日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)の運営には引き続き積極的に携わる。特に、2016 年度に IGF Japan との共同で国レベルの IGF 活動として認知された「Japan IGF」に関しては、大きなシナジー効果を目指し、共同活動の深化を行う。

なお、JP ドメイン名に関する業務のうち、JP ドメイン名紛争処理及びデータエスクローに関する業務の費用については、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」第 11 条の定めに基づき、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が JP ドメイン名登録者から受け取る、JP ドメイン名の登録料収入・更新料収入から支弁される。

以下に、各業務分野における業務内容を記載する。

2.1 情報センター業務 (定款第 4 条第(1)号関係)

- ・ JPNIC Web サイトによる情報提供
- ・ メールマガジン・JPNIC ブログの発行、会報誌 Newsletter の刷新
- ・ DNS、WHOIS、インターネット経路制御等の技術に関する基本情報、最新情報の提供
- ・ 新 gTLD や IDN ccTLD 等及び関連する政策及びサービス、ドメイン名紛争処理(DRP)等に関する情報提供
- ・ 国内外のドメイン名に関する問い合わせ対応

2.2 普及啓発業務 (同第(6)号関係)

- ・ Internet Week をはじめとした各種セミナー、講演会、勉強会等の開催と地域での展開
- ・ インターネットの技術、運用及び制度等に関する普及啓発
- ・ インターネット基盤整備に係る関係組織、機関、コミュニティ等との連携
- ・ 地域へのインターネット利活用支援
- ・ IPv6 の標準提供範囲拡大を考慮した、IPv6 関連技術の普及啓発

2.3 調査研究業務 (同第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第(6)号及び第(7)号関係)

- ・ レジストリデータベースを活用したルーティング技術に関する調査研究
- ・ DNS の運用に関する調査研究
- ・ レジストリ運用技術に関する調査研究
- ・ インターネット基盤とレジストリデータを応用した調査研究
- ・ 国内外のインターネット政策に関する調査研究
- ・ 各国 ccTLD 及び gTLD に関する調査研究
- ・ ドメイン名紛争処理の事例等に関する調査研究
- ・ セキュリティや政策課題等のその他インターネットの基盤整備に関する調査研究

2.4 インターネットガバナンスに関する業務 (同第(1)号、第(3)号、第(4)号及び第(6)号関係)

- ・ 国内外の会議体・組織における議論や政策検討への参画、意見調整、及び提言の発信
- ・ インターネットガバナンスに関する情報提供
- ・ インターネットに関する課題の共有、アウトリーチ
- ・ インターネットに関する諸課題を議論するコミュニティの形成、及び議論喚起

2.5 JP ドメイン名に関する業務 (同第(4)号関係)

- ・ JP ドメイン名紛争処理方針及び手続規則の運用並びに普及啓発
- ・ 紛争処理機関との協調作業
- ・ AD.JP ドメイン名申請における審査業務
- ・ JP ドメイン名レジストリのデータエスクロー関連業務
- ・ JP ドメイン名の公共性の担保に関する業務
- ・ JP DNS のセカンダリである b.dns.jp の運用

2.6 新たなドメイン名に関する業務 (同第(4)号関係)

- ・ IDN ccTLD に関する対応
- ・ 新 gTLD 等に関する対応

